

2 か年以上にわたる契約の前払金の取り扱いについて

本案件の前払金（及び中間前払金）については、契約締結年度の予算の範囲内で支払いができる場合に限り、契約締結年度に翌年度の前払金（及び中間前払金）相当分を含めて前払金（及び中間前払金）の支払いを請求することができますのでお知らせします。